

平成27年3月26日

## 教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第12号 草津市教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する規則案  
議第13号 草津市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則案  
議第14号 草津市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則案  
議第15号 草津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案  
議第16号 草津市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則案  
議第17号 草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案  
議第18号 草津市教育委員会教育長の職務代理規則を廃止する規則案  
議第19号 草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案  
議第20号 草津市立教育集会所設置条例施行規則の一部を改正する規則案  
議第21号 草津市立幼稚園就労支援型預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則案  
議第22号 草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求めるについて  
議第23号 平成27年度草津市教育行政の重点施策案  
議第24号 平成27年度公民館活動基本方針案

議第12号

草津市教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する規則案

上記の議案を提出する。

平成27年3月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する規則

教育長の勤務時間その他勤務条件は、草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例  
(平成7年草津市条例第1号) の適用を受ける職員の例による。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議第13号

草津市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則案

上記の議案を提出する。

平成27年3月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

## 草津市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、草津市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成27年草津市条例第23号。以下「条例」という。）第2条第3号の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

### (職務に専念する義務の免除)

第2条 条例第2条第3号に規定する教育委員会が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 国の職員の職を兼ね、その職務に従事する場合
- (2) 市行政の運営上役員その他の地位につくことが特に必要と認められる団体の役員その他の地位につき、その事務を行う場合
- (3) 職務の遂行上必要な資格または免許に係る試験、講習等を受ける場合
- (4) 国、他の地方公共団体または公共的団体が主催し、または後援する講習会、研修会等に講師等として出席する場合
- (5) 福利厚生を目的とする公共的団体の事業または事務に従事する場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に認める場合

### (申請および承認)

第3条 教育長は、職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、職務専念義務免除申請書（別記様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があった場合において、職務に専念する義務の免除を承認したときは、職務専念義務免除承認書（別記様式第2号）により当該職員に通知するものとする。

### (承認の取消し)

第4条 教育委員会は、職務に専念する義務の免除を承認した期間の全部または一部を職務遂行上適当でないと認めるときは、その承認の全部または一部を取り消すことができる。

### (報告)

第5条 教育委員会は、職務に専念する義務の免除を承認した場合において、必要があると認めたときは、教育長に対し、必要な報告を求めることができる。

### 付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別記

様式第1号（第3条第1項関係）

## 職務専念義務免除申請書

年 月 日

草津市教育委員会 様

申請者 \_\_\_\_\_ 印

下記の理由により、

草津市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第 号

（および草津市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第 号）に該当するので、同規則第3条の規定により申請します。

記

1 理 由 のため

2 期 間 年 月 日 から 年 月 日 まで  
時 分 から 時 分 まで

3 場 所

※ 研修の場合等

## 職務専念義務免除承認書

第 号  
年 月 日

氏名 様

草津市教委教育委員会 印

### 職務専念義務の免除について

草津市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第 号の規定に基づき下記のとおり職務に専念する義務を免除したので、草津市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則第3条第2項の規定により通知します。

### 記

1 期 間 年 月 日 から 年 月 日 まで  
時 分 から 時 分 まで

### 2 理由

### 3 留意事項

議第14号

草津市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成27年3月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会公告式規則（昭和31年草津市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項の規定に基づき、教育委員会規則、告示、その他教育委員会の定める規程の公告式」を「第15条第2項の規定に基づき、教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に關し必要な事項」に改める。

第2条第1項中「委員長」を「教育長」に改める。

第3条第1項中「委員長名」を「教育長名」に、「委員長印」を「教育長印」に改める。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

草津市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則 新旧対照表（案）

新規則（案）	旧規則
（趣旨） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第15条第2項の規定に基づき、 <u>教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するも</u> <u>の公布に關し必要な事項を定める。</u>	（趣旨） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第14条第2項の規定に基づき、 <u>教育委員会規則、告示、その他教育委員会の定める規程の公告式</u> <u>を定める。</u>
（規則の公布） 第2条 教育委員会規則（以下「規則」という。）を公布しようとするときは、公布の旨の前文および年月日を記入してその末尾に <u>教育長が署名しなければならない。</u>	（規則の公布） 第2条 教育委員会規則（以下「規則」という。）を公布しようとするときは、公布の旨の前文および年月日を記入してその末尾に <u>委員長が署名しなければならない。</u>
2 (略)	2 (略)
（規程の公表） 第3条 教育委員会告示およびその他教育委員会の定める規程で公表を要するものを公表するときは、告示および公表の旨の前文、年月日、 <u>教育長名</u> を記入して <u>教育長印</u> を押さなければならぬ。	（規程の公表） 第3条 教育委員会告示およびその他教育委員会の定める規程で公表を要するものを公表するときは、告示および公表の旨の前文、年月日、 <u>委員長名</u> を記入して <u>委員長印</u> を押さなければならぬ。
2 (略) <u>付則</u> この規則は、平成27年4月1日から施行する。	2 (略)

議第15号

草津市教育委員会會議規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成27年3月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

## 草津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会会議規則（昭和31年草津市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改める。

第1章の章名を削る。

第1条中「第15条」を「第16条」に改める。

第2条を次のように改める。

（会議の招集）

第2条 定例会は毎月1回招集する。ただし、教育長が必要あると認めた場合には、臨時に会議を招集することができる。

2 法第14条第2項の規定に基づき、委員の定数の3分の1以上の委員から教育長に会議の招集を請求する場合には、会議に付議すべき事件を示して書面により行わなければならない。

第3条を削る。

第2章の章名を削る。

第4条を削る。

第5条第1項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第2項中「委員長」を「教育長」に、「草津市公告式条例（昭和29年条例第1号）」を「草津市教育委員会公告式規則（昭和31年草津市教育委員会規則第3号）」に改め、「前項の」を削り、同条を第3条とする。

第6条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第5条とする。

第8条を第6条とする。

第9条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第7条とする。

第10条第1項および第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第8条とする。

第11条第1項中「教育長に」を削り、「委員長」を「教育長」に改め、同条第2項を削り、同条を第9条とする。

第12条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第10条とする。

第13条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第11条とする。

第14条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第12条とする。

第15条を第13条とし、第16条を第14条とする。

第17条第1項中「委員長」を「教育長」に、「第13条第6項」を「第14条第7項」に改め、同条を第15条とする。

第18条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第16条とする。

第3章の章名を削る。

第19条を第17条とし、第20条第1項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第3項中「第13条第6項」を「第14条第7項」に改め、同条を第18条とする。

第21条第9号中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第19条とする。

第22条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第20条とする。

第4章の章名を削る。

第23条第1項中「を通じて委員長」を削り、同条を第21条とする。

第24条を第22条とする。

#### 付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

草津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則(案)	旧規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第16条</u>の規定に基づき、草津市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議その他委員会の議事の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p><u>第1章 総則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第15条</u>の規定に基づき、草津市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議その他委員会の議事の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(委員長の選挙)</u></p> <p>第2条 委員長の選挙は、会議において単記無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とする。</p> <p>2. 前項の選挙において、有効投票の最多数を得た者が2人以上あるときは、これらの者についてさらに投票を行い、最多数を得た者をもつて当選人とする。</p> <p>3 第1項の選挙について、委員中に異議がないときは、指名推選の方法を用いることができる。この場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、委員全員の同意があつた者をもつて当選人とする。</p> <p><u>(委員長職務代理者の指定)</u></p>

新規則(案)	旧規則
<p>(会議の招集)</p> <p><u>第2条 定例会は毎月1回招集する。ただし、教育長が必要あると認めた場合には、臨時に会議を招集することができる。</u></p> <p><u>2 法第14条第2項の規定に基づき、委員の定数の三分の一以上の委員から教育長に会議の招集を請求する場合には、会議に付議すべき事件を示して書面により行わなければならない。</u></p> <p><u>第3条 教育長が会議の招集を行なう場合には、会議開催の日時および場所を会議に付議すべき事件と共にあらかじめ書面で各委員に通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 会議の招集を行なった場合には、教育長は、直ちに草津市教育委員会公告式規則(昭和31年草津市教育委員会規則第3号)第3条の規定に基づいて、告示を行なうものとする。</u></p>	<p><u>第3条 委員長職務代理者の指定は、会議において指名推選の方法により行い、その方法については、前条第3項の規定を準用する。</u></p> <p><u>2 委員長および委員長職務代理者とともに事故があるとき、または委員長および委員長職務代理者がともに欠けたときは、年長の委員が委員長の職務を行う。</u></p> <p><u>第2章 会議</u></p> <p>(会議の招集)</p> <p><u>第4条 定例会は毎月1回招集する。ただし、委員長が必要あると認めた場合または委員2人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して請求があつた場合には、臨時に会議を招集することができる。</u></p> <p><u>第5条 委員長が会議の招集を行なう場合には、会議開催の日時および場所を会議に付議すべき事件と共にあらかじめ書面で各委員に通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 会議の招集を行なった場合には、委員長は、直ちに草津市公告式条例(昭和29年条例第1号)第3条の規定に基づいて、前項の告示を行なうものとする。</u></p>

新規則(案)	旧規則
3 会議招集の通知または告示を行なつた後に急施を要する事件が生じたときは、前2項の規定にかかわらず、直ちに会議に付議することができる。 (委員の会議出席の義務)	3 会議招集の通知または告示を行なつた後に急施を要する事件が生じたときは、前2項の規定にかかわらず、直ちに会議に付議することができる。 (委員の会議出席の義務)
第4条 委員は招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。	第6条 委員は招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。
2 委員は招集に応ずることができないときは、その事由を具して会議の開会前までに <u>委員長</u> に届け出なければならない。 (会議の開閉) <u>表百五</u>	2 委員は招集に応ずことができないときは、その事由を具して会議の開会前までに <u>委員長</u> に届け出なければならない。 (会議の開閉)
第5条 会議の開会、閉会、散会、延会および中止、休憩は <u>教育長</u> が行なう。 (会議の順序)	第7条 会議の開会、閉会、散会、延会および中止、休憩は <u>委員長</u> が行なう。 (会議の順序)
第6条 会議はおおむね次の順序で行なう。 (1) 開会 (2) 前回会議録の承認 (3) 教育長の報告 (4) 議事 (5) その他 (6) 閉会	第8条 会議はおおむね次の順序で行なう。 (1) 開会 (2) 前回会議録の承認 (3) 教育長の報告 (4) 議事 (5) その他 (6) 閉会

新規則(案)	旧規則
(動議)  第7条 委員は動議を提出することができる。 2 動議が提出されたときは、 <u>教育長</u> は会議にはかつてこれを議題としなければならない。	(動議)  第9条 委員は動議を提出することができる。 2 動議が提出されたときは、 <u>委員長</u> は会議にはかつてこれを議題としなければならない。
(発言)  第8条 動議を提出した者は、 <u>教育長</u> の許可を得て発言しなければならない。 2 2人以上が発言を求めるときは、 <u>教育長</u> は先に発言したと認めた者に指名して発言させるものとする。 3 議題の審議中は他の議題について発言することはできない。	(発言)  第10条 動議を提出した者は、 <u>委員長</u> の許可を得て発言しなければならない。 2 2人以上が発言を求めるときは、 <u>委員長</u> は先に発言したと認めた者に指名して発言させるものとする。 3 議題の審議中は他の議題について発言することはできない。
(日程前の質問)  第9条 委員が直接議案に関係ないことがらについて質問をしようとするときは、趣意書を作つて会議の前日までに <u>教育長</u> に提出しなければならない。	(日程前の質問)  第11条 委員が直接議案に関係ないことがらについて <u>教育長</u> に質問をしようとするときは、趣意書を作つて会議の前日までに <u>委員長</u> に提出しなければならない。 2 委員長は前項の趣意書を受理したときは、これを <u>教育長</u> に転送しなければならない。
第10条 前条の質問は、 <u>教育長</u> が日程に先立つて通知順に発言をゆるすものとする。この場合当該委員が欠席しもしくは発言しないときは、その通知を取消したものとする。	第12条 前条の質問は、 <u>委員長</u> が日程に先立つて通知順に発言をゆるすものとする。この場合当該委員が欠席しもしくは発言しないときは、その通知を取消したものとする。
(採決)	(採決)

新規則(案)	旧規則
<p>第<u>1_1</u>条 教育長は、質疑または討論が終らなくても論旨が尽きたと認めたときは、会議にはかつて採決しなければならない。</p> <p>第<u>1_2</u>条 教育長は、順次各委員の賛否の意見を求めて採決する。</p> <p>2 教育長は必要があると認めるときは、会議にはかつて記名または無記名の投票によって採決することができる。</p> <p>3 議題に対して異議をとなえる委員がないときは、教育長は、採決の手続きをふまないで全会一致をもつて議決したものと認めてその旨を宣言することができる。</p> <p>第<u>1_3</u>条 修正の動議は、原案にさきだつて可否を決する。</p> <p>2 修正の動議が数回あるときは、原案に最も遠いものから順次採決する。</p> <p>3 すべての修正の動議が否決せられたときは、原案について採決する。</p> <p>(関係者の出席)</p>	<p>第<u>1_3</u>条 委員長は、質疑または討論が終らなくても論旨が尽きたと認めたときは、会議にはかつて採決しなければならない。</p> <p>第<u>1_4</u>条 委員長は、順次各委員の賛否の意見を求めて採決する。</p> <p>2 委員長は必要があると認めるときは、会議にはかつて記名または無記名の投票によって採決することができる。</p> <p>3 議題に対して異議をとなえる委員がないときは、委員長は、採決の手続きをふまないで全会一致をもつて議決したものと認めてその旨を宣言することができる。</p> <p>第<u>1_5</u>条 修正の動議は、原案にさきだつて可否を決する。</p> <p>2 修正の動議が数回あるときは、原案に最も遠いものから順次採決する。</p> <p>3 すべての修正の動議が否決せられたときは、原案について採決する。</p> <p>(関係者の出席)</p>
<p>第<u>1_4</u>条 委員会は、必要があると認めたときは関係者の出席を求め、報告、説明または助言を受けることができる。</p> <p>(傍聴)</p> <p>第<u>1_5</u>条 会議は、教育長に申し出て傍聴することができる。ただし、法第<u>1_4</u>条第<u>7</u>項ただし書の規定より公開しないこととしたときは、この限りでない。</p>	<p>第<u>1_6</u>条 委員会は、必要があると認めたときは関係者の出席を求め、報告、説明または助言を受けることができる。</p> <p>(傍聴)</p> <p>第<u>1_7</u>条 会議は、委員長に申し出て傍聴することができる。ただし、法第<u>1_3</u>条第<u>6</u>項ただし書の規定より公開しないこととしたときは、この限りでない。</p>

新規則(案)	旧規則
<p>2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関する必要な事項は別に定める。</p> <p>(会議の運営の細則)</p> <p>第<u>16</u>条 この章に定めるものほか、会議の運営について必要な事項は<u>教育長</u>が会議にはかつて定める。</p> <p>(会議録)</p> <p>第<u>17</u>条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。</p> <p>第<u>18</u>条 会議録は、<u>教育長</u>が事務局職員中より<u>教育長</u>の推せんする者を指名して作製させる。</p> <p>2 会議録は、次の定例会において承認を受けなければならない。</p> <p>3 前項の規定による承認を受けたときは、当該承認を受けた会議録は公表するものとする。ただし、法<u>第14条第7項</u>ただし書の規定により公開しないこととした事件にかかる部分については、この限りでない。</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第<u>19</u>条 会議録には次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 開会および閉会に関する事項</li> <li>(2) 出席委員の氏名</li> </ul>	<p>2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関する必要な事項は別に定める。</p> <p>(会議の運営の細則)</p> <p>第<u>18</u>条 この章に定めるものほか、会議の運営について必要な事項は<u>委員長</u>が会議にはかつて定める。</p> <p><u>第3章 会議録</u></p> <p>(会議録)</p> <p>第<u>19</u>条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。</p> <p>第<u>20</u>条 会議録は、<u>委員長</u>が事務局職員中より<u>委員長</u>の推せんする者を指名して作製させる。</p> <p>2 会議録は、次の定例会において承認を受けなければならない。</p> <p>3 前項の規定による承認を受けたときは、当該承認を受けた会議録は公表するものとする。ただし、法<u>第13条第6項</u>ただし書の規定により公開しないこととした事件にかかる部分については、この限りでない。</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第<u>21</u>条 会議録には次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 開会および閉会に関する事項</li> <li>(2) 出席委員の氏名</li> </ul>

新規則(案)	旧規則
<p>(3) 傍聴人を除く外、議場に出席した者の氏名 (4) 教育長等の報告の要旨 (5) 議題および議事の大要 (6) 議題となつた動議および動議を提出した者の氏名 (7) 質問または討論をした者の氏名およびその要旨 (8) 議決事項 (9) その他<u>教育長</u>または会議において必要と認めた事項 (異議)</p> <p>第20条 会議録に記載した事項に関して委員中に異議があるときは、<u>教育長</u>はこれを会議にはかつて決定する。</p> <p>(請願または陳情の手続)</p> <p>第21条 委員会に対して請願または陳情をしようとする者は、文書により要旨提出年月日、請願人の住所、氏名、職業および年齢を記し、各自の署名捺印の上、会議開催前2日までに<u>教育長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会に対して請願または陳情をしようとする者が法人である場合は、代表が署名し法人の印章をおさなければならない。</p> <p>第22条 委員会が採決した請願または陳情で教育長が措置する</p>	<p>(3) 傍聴人を除く外、議場に出席した者の氏名 (4) 教育長等の報告の要旨 (5) 議題および議事の大要 (6) 議題となつた動議および動議を提出した者の氏名 (7) 質問または討論をした者の氏名およびその要旨 (8) 議決事項 (9) その他<u>委員長</u>または会議において必要と認めた事項 (異議)</p> <p>第22条 会議録に記載した事項に関して委員中に異議があるときは、<u>委員長</u>はこれを会議にはかつて決定する。</p> <p>第4章 請願または陳情</p> <p>(請願または陳情の手続)</p> <p>第23条 委員会に対して請願または陳情をしようとする者は、文書により要旨提出年月日、請願人の住所、氏名、職業および年齢を記し、各自の署名捺印の上、会議開催前2日までに<u>教育長</u>を通じて<u>委員長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会に対して請願または陳情をしようとする者が法人である場合は、代表が署名し法人の印章をおさなければならない。</p> <p>第24条 委員会が採決した請願または陳情で教育長が措置する</p>

新規則(案)	旧規則
<p>こととせられたものについては、教育長の処理の経過および結果の報告を受けなければならぬ。</p> <p>2 委員会において採決しないと決した請願または陳情については、教育長からその理由を付して、請願人に通知しなければならない。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>こととせられたものについては、教育長の処理の経過および結果の報告を受けなければならぬ。</p> <p>2 委員会において採決しないと決した請願または陳情については、教育長からその理由を付して、請願人に通知しなければならない。</p>

議第16号

草津市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成27年3月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会会議傍聴規則（平成21年草津市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第3条第3項中「委員長」を「教育長」に改める。

第5条中「委員長」を「教育長」に改める。

第6条中「第13条第6項ただし書」を「第14条第7項ただし書」に改める。

第8条中「委員長」を「教育長」に改める。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

草津市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則 新旧対照表（案）

新規則（案）	旧規則
（趣旨）	（趣旨）
第1条 この規則は、草津市教育委員会会議規則（昭和31年草津市教育委員会規則第1号） <u>第15条</u> 第2項の規定に基づき、草津市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、草津市教育委員会会議規則（昭和31年草津市教育委員会規則第1号） <u>第17条</u> 第2項の規定に基づき、草津市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。
第2条 （略）	第2条 （略）
（傍聴人の定員）	（傍聴人の定員）
第3条 （略）	第3条 （略）
2 （略）	2 （略）
3 前2項の規定にかかわらず、報道機関に属する者であつて <u>教育長</u> が特に認めるものは、会議を傍聴することができる。	3 前2項の規定にかかわらず、報道機関に属する者であつて <u>委員長</u> が特に認めるものは、会議を傍聴することができる。
第4条 （略）	第4条 （略）
（傍聴人の遵守事項）	（傍聴人の遵守事項）
第5条 （略）	第5条 （略）
（1）～（4） （略）	（1）～（4） （略）
（5） 写真、ビデオ等を撮影し、または録音等をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、 <u>教育長</u> の許可を得た場合は、この限りでない。	（5） 写真、ビデオ等を撮影し、または録音等をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、 <u>委員長</u> の許可を得た場合は、この限りでない。

新規則(案)	旧規則
<p>(6)～(7) (略)</p> <p>2 教育長は、傍聴人が前項の規定に違反し、会議の秩序を乱すおそれがあると認めたときは、退場を命ずることができる。 (傍聴人の退場)</p> <p>第6条 傍聴人は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第7項ただし書の規定により公開しないこととされた案件が審議されるとき、または前条第2項の規定により退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。</p> <p>第7条 (略) (補則)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>付則 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>(6)～(7) (略)</p> <p>2 委員長は、傍聴人が前項の規定に違反し、会議の秩序を乱すおそれがあると認めたときは、退場を命ずることができる。 (傍聴人の退場)</p> <p>第6条 傍聴人は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第13条第6項ただし書の規定により公開しないこととされた案件が審議されるとき、または前条第2項の規定により退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。</p> <p>第7条 (略) (補則)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</p>

議第17号

草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成27年3月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）の  
一部を次のように改正する。

第1条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則 新旧対照表（案）

新規則（案）	旧規則
<p>第1条（略）</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p><u>(6)</u> 教育委員会および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。</p> <p><u>(7)</u> 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定または改廃に関すること。</p> <p><u>(8)</u> 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。</p> <p><u>(9)</u> 法令または条例に基づき設置する附属機関の委員を委嘱し、または任命すること。</p> <p><u>(10)</u> 校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。</p> <p><u>(11)</u> 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定しましたはこれを変更すること。</p> <p><u>(12)</u> 教育委員会の権限に属する事務の点検および評価すること。</p> <p>第2条～第3条（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p><u>(6)</u> 教育長の任免を行うこと。</p> <p><u>(7)</u> 教育委員会および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。</p> <p><u>(8)</u> 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定または改廃に関すること。</p> <p><u>(9)</u> 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。</p> <p><u>(10)</u> 法令または条例に基づき設置する附属機関の委員を委嘱し、または任命すること。</p> <p><u>(11)</u> 校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。</p> <p><u>(12)</u> 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定しましたはこれを変更すること。</p> <p><u>(13)</u> 教育委員会の権限に属する事務の点検および評価すること。</p> <p>第2条～第3条（略）</p>

新規則(案)	旧規則
<p><u>付則</u></p> <p><u>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	

議第18号

草津市教育委員会教育長の職務代理規則を廃止する規則案

上記の議案を提出する。

平成27年3月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会教育長の職務代理規則を廃止する規則

草津市教育委員会教育長の職務代理規則（昭和41年草津市教育委員会規則第2号）は、廃止する。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

草津市教育委員会教育長の職務代理規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第20条第2項の規定による教育長の職務代理をする職員を定める。

（職務代理者の順位）

第2条 教育長の職務代理をする職員は、教育部長の職にある者とする。ただし、教育長および教育部長がともに事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ教育長が指定する教育部理事の職にある者が教育長の職務を代理する。

2 教育部理事の職にある者にも事故あるとき、または欠けたときは、教育部副部長の職にある者のうち給料が上位にある者が教育長の職務を代理する。この場合において、給料が同じである者が2人以上あるときは、年齢の多少により、年齢が同じであるときはくじにより定めた順序で教育長の職務を代理する。

議第19号

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成27年3月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 草津市障害児就学指導委員会の項の次に次のように加える。

草津市立学校いじめ問題調査委員会	(1) 司法の分野において専門的知識を有する者 (2) 心理の分野において専門的知識を有する者 (3) 福祉の分野において専門的知識を有する者 (4) 学識経験を有する者 (5) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 学校教育課
------------------	--	-------------------

別表第2 草津市障害児就学指導委員会の項の次に次のように加える。

草津市立学校いじめ問題調査委員会	4年
------------------	----

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

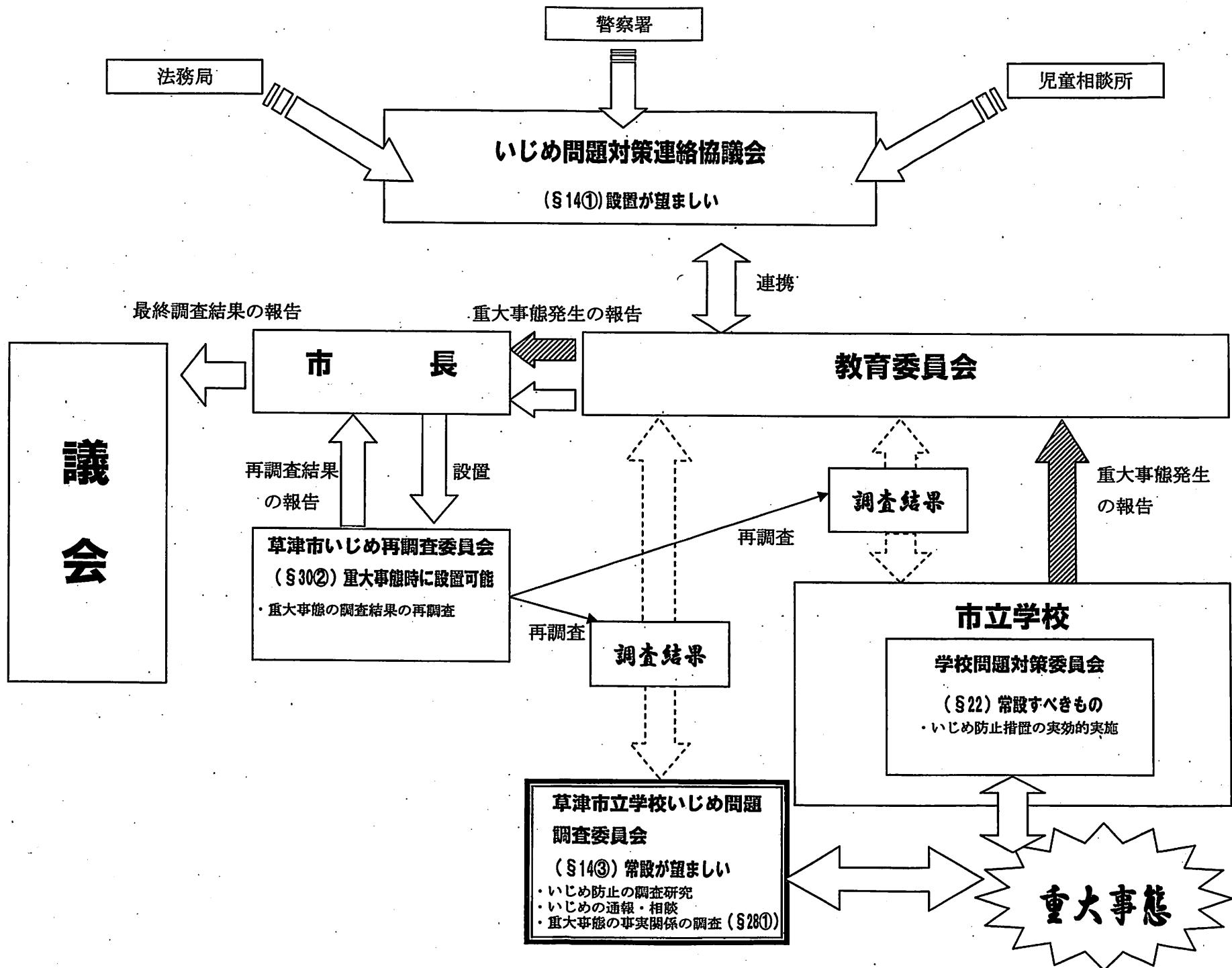
## 草津市教育委員会附属機関運営規則の一部改正

## 新旧対照表

新規則(案)			旧規則		
第1条～第10条(略) 別表第1(第2条・第9条関係)			第1条～第10条(略) 別表第1(第2条・第9条関係)		
附属機関の名称	委員資格者	所属	附属機関の名称	委員資格者	所属
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
草津市障害児就学指導委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局学校教育課	草津市障害児就学指導委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局学校教育課
草津市立学校いじめ問題調査委員会	(1) 司法の分野において専門的知識を有する者 (2) 心理の分野において専門的知識を有する者 (3) 福祉の分野において専門的知識を有する者 (4) 学識経験を有する者 (5) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局学校教育課	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)			
別表第2(第3条第2項関係)			別表第2(第3条第2項関係)		
附属機関の名称	任期	附属機関の名称	任期		
(略)	(略)	(略)	(略)		
草津市障害児就学委員会	1年	草津市障害児就学指導委員会	1年		
草津市立学校いじめ問題調査委員会	4年	(略)	(略)		
(略)	(略)				

## 付則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



議第20号

草津市立教育集会所設置条例施行規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成27年3月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市立教育集会所設置条例施行規則の一部を改正する規則

草津市立教育集会所設置条例施行規則（昭和47年草津市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第2条 条例第3条の規定により指定管理者に草津市立教育集会所（以下「集会所」という。）の管理を行わせる場合においては、第10条および第12条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第3条を次のように改める。

（職員）

第3条 集会所（指定管理者が管理する施設を除く。第6条において同じ。）に館長を置く。

2 前項に掲げる者のほか必要があると認めるときは、その他の職員を置くことができる。

第4条の見出しを「館長」に改め、同条第1項中「上司の命を受けて」を削り、同条第2項を削る。

第6条第2項を削る。

第9条を次のように改める。

（事業）

第9条 集会所は、条例第1条の目的達成のため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 就学前教育に関すること。
- (2) 青少年の育成に関すること。
- (3) 社会教育に関すること。
- (4) その他集会所の管理運営に必要なこと。

別記様式第1号中「草津市教育委員会 様」および

「

※以下は記入しないでください

決 裁				使 用 料	
館長	グループ長	担当	所属員	規定の使用料	円
				減免額	円
				減免後の使用料	円

」を

削る。

別記様式第2号中

「草津市教育委員会 印」および

「

※以下は記入しないでください

<許可条件>

使用に関しては、草津市立教育集  
会所設置条例および同条例施行規  
則ならびに係員の指示に従うこと。

使 用 料	
規定の使用料	円
減免額	円
減免後の使用料	円

を削る。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

草津市立教育集会所設置条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則(案)	旧規則
(趣旨) 第1条(略) (指定管理者による管理) 第2条 条例第3条の規定により指定管理者に草津市立教育集会所(以下「集会所」という。)の管理を行わせる場合においては、第10条および第12条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。	(趣旨) 第1条(略)
(職員) 第3条 集会所(指定管理者が管理する施設を除く。第6条において同じ。)に館長を置く。 2(略)	(職員) 第2条 草津市立教育集会所(以下「集会所」という。)に館長を置く。 2(略) (服務) 第3条 職員の服務については、草津市職員の服務に関する規程(昭和29年草津市規定第2号)を準用する。ただし、勤務時間については別に定める。
(館長) 第4条 館長は、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	(職務) 第4条 館長は、上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2 前項に定めるもののほか職務については、草津市教育委員会事務局および教育機関の職名に関する規則(昭和58年草津市教育委員会規則第1号)を準用する。
(事務分掌) 第5条(略) (館長の専決) 第6条(略)	(事務分掌) 第5条(略) (館長の専決) 第6条(略) 2 前項各号に掲げる事務であって、異例または重要と認められるものについては、上司の決裁を受けなければならない。

草津市立教育集会所設置条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

第7条～第8条 (略)

(事業)

第9条 集会所は、条例第1条の目的達成のため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 就学前教育に関すること。
- (2) 青少年の育成に関すること。
- (3) 社会教育に関すること。
- (4) その他集会所の管理運営に必要なこと。

第10条～第15条 (略)

別記

様式第1号 (第10条第1項関係)

草津市立教育集会所使用許可申請書

年 月 日

様

住 所

団体名

代表者氏名

電 話 —

草津市立教育集会所を使用したいので、下記のとおり申請します。

使用目的	使用人数 人
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用施設 ○で囲んで	西一教育集会所・新田教育集会所・橋岡教育集会所芦浦教育集会所

第7条～第8条 (略)

(事業および業務)

第9条 集会所は、条例第1条の目的達成のため、次の各号に掲げる事業を行うとともに、市民の行う事業に対してその建物および付属設備を使用させることを業務とする。

- (1) 市民の教育文化の向上と福祉の増進のため教育、学術、文化、産業等に関する講演会、講習会および各種学級講座の開催ならびに鑑賞会、展示会等の開催
- (2) 社会教育関係団体、福祉団体、公益団体その他各種団体がその目的のため行う諸集会の指導育成
- (3) 市民の体力向上と健康増進のため体育レクリエーション活動の実施および普及に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認めること。

第10条～第15条 (略)

別記

様式第1号 (第10条第1項関係)

草津市立教育集会所使用許可申請書

年 月 日

草津市教育委員会 様

住 所

団体名

代表者氏名

電 話 —

草津市立教育集会所を使用したいので、下記のとおり申請します。

使用目的	使用人数 人
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用施設 ○で囲んで	西一教育集会所・新田教育集会所・橋岡教育集会所芦浦教育集会所

草津市立教育集会所設置条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

ください。	会議室（40m <sup>2</sup> 以下のもの） 西一〔学習室A・学習室B・図書室〕 新田〔第1学習室・別館図書室〕 橋岡〔学習室・図書室〕 芦浦〔学習室・和室・図書室〕 会議室（40m <sup>2</sup> を超えるもの） 新田〔第2学習室・別館学習室3・別館学習室4 別館学習室5・別館学習室6・和室〕 会議室（80m <sup>2</sup> を超えるもの） 西一〔集会室〕 新田〔大会議室〕 橋岡〔大会議室〕 調理室 芦浦〔調理室〕	ください。 会議室（40m <sup>2</sup> 以下のもの） 西一〔学習室A・学習室B・図書室〕 新田〔第1学習室・別館図書室〕 橋岡〔学習室・図書室〕 芦浦〔学習室・和室・図書室〕 会議室（40m <sup>2</sup> を超えるもの） 新田〔第2学習室・別館学習室3・別館学習室4 別館学習室5・別館学習室6・和室〕 会議室（80m <sup>2</sup> を超えるもの） 西一〔集会室〕 新田〔大会議室〕 橋岡〔大会議室〕 調理室 芦浦〔調理室〕
使用責任者	住所 氏名 電話番号	使用責任者 住所 氏名 電話番号

※以下は記入しないでください

決裁				使用料	
館長	グループ長	担当	所属員	規定の使用料	円
				減免額	円
				減免後の使用料	円

様式第2号（第10条第2項関係）

草津市立教育集会所使用許可書

許可番号

(申請者) 住 所

団体名

代表者氏名

年 月 日付で申請のありました草津市立教育集会所の使用について、下記のとおり許可します。

様式第2号（第10条第2項関係）

草津市立教育集会所使用許可書

許可番号

(申請者) 住 所

団体名

代表者氏名

年 月 日付で申請のありました草津市立教育集会所の使用について、下記のとおり許可します。

草津市立教育集会所設置条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

使用目的	使用人数 人	
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
使用施設 ○で囲んでください。	西一教育集会所・新田教育集会所・橋岡教育集会所・芦浦教育集会所 会議室（40m <sup>2</sup> 以下のもの） 西一〔学習室A・学習室B・図書室〕 新田〔第1学習室・別館図書室〕 橋岡〔学習室・図書室〕芦浦〔学習室・和室・図書室〕 会議室（40m <sup>2</sup> を超えるもの） 新田〔第2学習室・別館学習室3・別館学習室4 別館学習室5・別館学習室6・和室〕 会議室（80m <sup>2</sup> を超えるもの） 西一〔集会室〕新田〔大会議室〕橋岡〔大会議室〕 調理室 芦浦〔調理室〕	
使用責任者	住所 氏名	電話番号

付 則  
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

草津市教育委員会 印	
使用目的	使用人数 人
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用施設 ○で囲んでください。	西一教育集会所・新田教育集会所・橋岡教育集会所・芦浦教育集会所 会議室（40m <sup>2</sup> 以下のもの） 西一〔学習室A・学習室B・図書室〕 新田〔第1学習室・別館図書室〕 橋岡〔学習室・図書室〕芦浦〔学習室・和室・図書室〕 会議室（40m <sup>2</sup> を超えるもの） 新田〔第2学習室・別館学習室3・別館学習室4 別館学習室5・別館学習室6・和室〕 会議室（80m <sup>2</sup> を超えるもの） 西一〔集会室〕新田〔大会議室〕橋岡〔大会議室〕 調理室 芦浦〔調理室〕
使用責任者	住所 氏名
	電話番号

※以下は記入しないでください

<許可条件>  
使用に関しては、草津市立  
教育集会所設置条例およ  
び同条例施行規則ならび  
に係員の指示に従うこと。

使 用 料	
規定の使用料	円
減免額	円
減免後の使用料	円

議第21号

草津市立幼稚園就労支援型預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成27年3月26日

草津市教育委員会

教育長 川那邊 正

草津市立幼稚園就労支援型預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する  
規則

草津市立幼稚園就労支援型預かり保育の実施に関する規則(平成26年草津市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第3項に規定する」を「第4条の」に改める。

第4条中「次条第1号の常時利用」を「草津市就労支援型預かり保育の実施に関する費用徴収条例(平成26年草津市条例第39号)第2条第1号の常時利用の保育を利用する場合」に改める。

第5条を削る。

第6条を第5条とする。

第7条の見出し中「申し込み」を「保育の申込み」に改め、同条中「常時利用」を「常時利用の保育」に改め、同条を第6条とする。

第8条の見出し中「承諾等」を「保育の承諾等」に改め、同条第1項中「常時利用」を「常時利用の保育」に改め、同条第2項中「常時利用」を「常時利用の保育」に改め、同条第3項中「幼稚園条例第4条第1項の保育料または同条第3項の保育料」を「草津市特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例(昭和42年草津市条例第25号)第2条の利用者負担額ならびに草津市就労支援型預かり保育の実施に関する費用徴収条例第2条第3号の常時利用の保育料および同条第4号の日単位利用の保育料」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出し中「申し込み」を「保育の申込み」に改め、同条中「日単位利用」を「日単位利用の保育」に改め、同条を第8条とする。

第10条の見出し中「承諾等」を「保育の承諾等」に改め、同条第1項中「同条の申込書」を「前条の申込書」に、「日単位利用」を「日単位利用の保育」に改め、同条第2項中「日単位利用」を「日単位利用の保育」に、「幼稚園条例第4条第1項の保育料または同条第3項の保育料」を「草津市特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例第2条の利用者負担額ならびに草津市就労支援型預かり保育の実施に関する費用徴収条例第2条第3号の常時利用の保育料および第4号の日単位利用の保育料」に改め、同条を第9条とする。

第11条第1項中の「常時利用」を「常時利用の保育」に、「当該利用」を「当該保育」に、同項第2号中「常時利用」を「常時利用の保育」に、同項第3号中「第7条」を「第6条」に改め、同条第2項中「日単位利用」を「日単位利用の保育」に、同項第2号中「日単位利用」を「日単位利用の保育」に、同項第3号中「第9条」を「第8条」に改め、同条を第10条とする。

第12条を第11条とする。

別記様式第1号から第3号までを次のように改める。

別記

様式第1号(第6条関係)

草津市立幼稚園就労支援型預かり保育常時利用の保育申込書

年 月 日

草津市教育委員会 宛

保護者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

私は、草津市立\_\_\_\_\_幼稚園の就労支援型預かり保育を常時利用の保育を利用したいので、次のとおり申し込みます。

園児	ふりがな 氏名	学年 生年月日	歳児	性別	男・女	
保護者	ふりがな 氏名	続柄	ふりがな 氏名	続柄		
	(要件)			(要件)		
	(就労の場合) 名称: 住所: 電話番号:			(就労の場合) 名称: 住所: 電話番号:		
	(その他の場合) 状況:			(その他の場合) 状況:		
	利用期間 年 月 日 ~ 年 月 日					
家族の 状況	続柄	氏名	年齢	職業・学校等	緊急時連絡先	備考

備考 1 記載事項に変更があった場合は、直ちにその内容を届け出ること。

2 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

様式第2号（第8条第2項関係）

草津市立幼稚園就労支援型預かり保育常時利用の保育承諾書

年 月 日

様

草津市教育委員会

草津市立幼稚園就労支援型預かり保育について、次のとおり承諾します。

園児	ふりがな 氏名	性別	男・女
		生年月日	
実施園			
利用 許可期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
承諾理由			

様式第3号（第8条関係）

草津市立幼稚園就労支援型預かり保育日単位利用の保育申込書

園児（氏名） \_\_\_\_\_ (学年) \_\_\_\_\_ 歳児（生年月日） \_\_\_\_\_

実施園	幼稚園	利用の理由
利用日（年度）		
月 日 ( 時 分から 時 分)		
月 日 ( 時 分から 時 分)		
月 日 ( 時 分から 時 分)		
月 日 ( 時 分から 時 分)		
月 日 ( 時 分から 時 分)		

就労支援型預かり保育の日単位利用を申し込みます。

年 月 日

草津市教育委員会 宛

保護者名

印

※氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

---

草津市立幼稚園就労支援型預かり保育日単位利用の保育承諾書兼利用券

年 月 日

様

草津市教育委員会

園児 (氏名) \_\_\_\_\_

実施園 草津市立

幼稚園

利用日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

付 則

この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。

草津市立幼稚園就労支援型預かり保育の実施に関する規則（平成26年教育委員会規則第13号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、草津市立幼稚園条例（昭和30年草津市条例第22号。以下「幼稚園条例」という。）<u>第4条の就労支援型預かり保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、草津市立幼稚園条例（昭和30年草津市条例第22号。以下「幼稚園条例」という。）<u>第4条第3項に規定する就労支援型預かり保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>
<p>（対象者）</p> <p>第4条 就労支援型預かり保育の対象者は、実施園に入園を許可された幼児（以下「園児」という。）のうち、その保護者のいずれもが次の各号（<u>草津市就労支援型預かり保育の実施に関する費用徴収条例（平成26年草津市条例第103号）第2条第1号の常時利用の保育を利用する場合</u>にあっては第8号を除く。）のいずれかに該当し、かつ、当該保護者が当該保育を希望するものとする。</p> <p>（1）～（8）（略）</p>	<p>（対象者）</p> <p>第4条 就労支援型預かり保育の対象者は、実施園に入園を許可された幼児（以下「園児」という。）のうち、その保護者のいずれもが次の各号（<u>次条第1号の常時利用</u>にあっては第8号を除く。）のいずれかに該当し、かつ、当該保護者が当該保育を希望するものとする。</p> <p>（1）～（8）（略）</p> <p>（利用形態）</p>
<p>第5条 削除</p>	<p>第5条 就労支援型預かり保育の利用形態は、次の各号のいずれかとする。</p>

改正後（案）	現行
	<p>(実施日および実施時間)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p><u>(常時利用の保育の申込み)</u></p>
<p><u>第6条</u> 就労支援型預かり保育の<u>常時利用の保育</u>を申し込もうとする園児の保護者（以下「<u>常時利用の保育申込者</u>」という。）は、草津市立幼稚園就労支援型預かり保育<u>常時利用の保育申込書</u>（別記様式第1号）に必要事項を記入し、教育委員会が別に定める書類を添えて、教育委員会が別に定める日までに、教育委員会へ提出しなければならない。</p>	<p>(実施日および実施時間)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p><u>(常時利用の申し込み)</u></p>
<p><u>第7条</u> 教育委員会は、前項の申込書の提出があった場合において、就労支援型預かり保育の<u>常時利用の保育</u>をすることが適当と認めたときは、当該<u>常時利用の保育申込者</u>に対し、<u>常時利用の保育の承諾</u>をするものとする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の承諾をした場合は、<u>常時利用の保育申込書</u>を提出する。</p>	<p><u>第7条</u> 就労支援型預かり保育の<u>常時利用</u>を申し込もうとする園児の保護者（以下「<u>常時利用申込者</u>」という。）は、草津市立幼稚園就労支援型預かり保育<u>常時利用申込書</u>（別記様式第1号）に必要事項を記入し、教育委員会が別に定める書類を添えて、教育委員会が別に定める日までに、教育委員会へ提出しなければならない。</p> <p><u>(常時利用の承諾等)</u></p> <p><u>第8条</u> 教育委員会は、前項の申込書の提出があった場合において、就労支援型預かり保育の<u>常時利用</u>をすることが適当と認めたときは、当該<u>常時利用申込者</u>に対し、<u>常時利用の承諾</u>をするものとする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の承諾をした場合は、<u>常時利用申込者</u>に対</p>

改正後（案）	現行
<p>者に対し、草津市立幼稚園就労支援型預かり保育<u>常時利用の保育承諾書</u>（別記様式第2号）により、通知するものとする。</p>	<p>し、草津市立幼稚園就労支援型預かり保育<u>常時利用承諾書</u>（別記様式第2号）により、通知するものとする。</p>
<p>3 教育委員会は、常時利用申込者に<u>草津市特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例</u>（昭和42年草津市条例第25号）第2条の利用者負担額ならびに<u>草津市就労支援型預かり保育の実施に関する費用徴収条例</u>第2条第3号の常時利用の保育料および第4号の<u>日単位利用の保育料</u>の滞納がある場合は、第1項の承諾をしないことができる。</p> <p>（<u>日単位利用の保育の申込み</u>）</p>	<p>3 教育委員会は、常時利用申込者に<u>幼稚園条例第4条第1項の保育料または同条第3項の保育料</u>の滞納がある場合は、第1項の承諾をしないことができる。</p>
<p><u>第8条 就労支援型預かり保育の日単位利用を申し込もうとする園児の保護者</u>（以下「<u>日単位利用の保育申込者</u>」という。）は、草津市立幼稚園就労支援型預かり保育<u>日単位利用の保育申込書</u>（別記様式第3号）に必要事項を記入し、教育委員会が別に定める日までに、当該利用に係る園児が通園する園の園長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>（<u>日単位利用の保育の承諾等</u>）</p>	<p><u>第9条 就労支援型預かり保育の日単位利用を申し込もうとする園児の保護者</u>（以下「<u>日単位利用申込者</u>」という。）は、草津市立幼稚園就労支援型預かり保育<u>日単位利用申込書</u>（別記様式第3号）に必要事項を記入し、教育委員会が別に定める日までに、当該利用に係る園児が通園する園の園長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>（<u>日単位利用の承諾等</u>）</p>

改正後（案）	現行
<p>第9条 教育委員会は、<u>前条の申込書の提出</u>があった場合において、就労支援型預かり保育の<u>日単位利用の保育</u>をすることが適當と認めたときは、当該<u>日単位利用の保育申込者</u>に対し、<u>日単位利用の保育の承諾</u>をするものとする。</p>	<p>第10条 教育委員会は、<u>同条の申込書の提出</u>があった場合において、就労支援型預かり保育の<u>日単位利用</u>をすることが適當と認めたときは、当該<u>日単位利用申込者</u>に対し、<u>日単位利用の承諾</u>をするものとする。</p>
<p>2 教育委員会は、<u>日単位利用の保育申込者</u>に<u>草津市特定教育・保育の実施</u>に関する<u>費用徴収条例第2条</u>の<u>利用者負担額</u>ならびに<u>草津市就労支援型預かり保育の実施</u>に関する<u>費用徴収条例第2条第3号</u>の<u>常時利用の保育料</u>および<u>第4号の日単位利用の保育料</u>の滞納がある場合は、前項の承諾をしないことができる。</p>	<p>2 教育委員会は、<u>日単位利用申込者</u>に<u>幼稚園条例第4条第1項</u>の<u>保育料</u>または<u>同条第3項</u>の<u>保育料</u>の滞納がある場合は、前項の承諾をしないことができる。</p>
<p>(届出等)</p> <p>第10条 就労支援型預かり保育の<u>常時利用の保育</u>の承諾を受けた園児の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、<u>当該保育</u>に係る園児が通園する園長を経由して教育委員会にその旨を届け出なければならない。この場合において、当該保護者が第1号に該当したときは、教育委員会は、当該承諾を取り消し、またはその内容を変更することができるものとする。</p> <p>(1) 第4条各号（第8号を除く。）のいずれにも該当しなくなつたとき。</p> <p>(2) 就労支援型預かり保育の<u>常時利用の保育</u>を希望しなくなつたとき。</p> <p>(3) <u>第6条の申込書</u>の内容に変更が生じたとき。</p>	<p>(届出等)</p> <p>第11条 就労支援型預かり保育の<u>常時利用</u>の承諾を受けた園児の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、<u>当該利用</u>に係る園児が通園する園長を経由して教育委員会にその旨を届け出なければならない。この場合において、当該保護者が第1号に該当したときは、教育委員会は、当該承諾を取り消し、またはその内容を変更することができるものとする。</p> <p>(1) 第4条各号（第8号を除く。）のいずれにも該当しなくなつたとき。</p> <p>(2) 就労支援型預かり保育の<u>常時利用</u>を希望しなくなつたとき。</p> <p>(3) <u>第7条の申込書</u>の内容に変更が生じたとき。</p>

改正後（案）	現行
<p>(4) 教育委員会が別に定める事由が生じたとき。</p> <p>2 就労支援型預かり保育の<u>日単位利用の保育</u>の承諾を受けた園児の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、園長を経由して教育委員会にその旨を届けなければならない。この場合において、当該保護者が第1号に該当したときは、教育委員会は、当該承諾を取り消し、またはその内容を変更することができるものとする。</p> <p>(1) 第4条各号のいずれにも該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 就労支援型預かり保育の<u>日単位利用の保育</u>を希望しなくなつたとき。</p> <p>(3) 第8条の申込書の内容に変更が生じたとき。</p> <p>(4) 教育委員会が別に定める事由が生じたとき。</p> <p>（委任）</p> <p><u>第11条</u> （略）</p>	<p>(4) 教育委員会が別に定める事由が生じたとき。</p> <p>2 就労支援型預かり保育の<u>日単位利用の保育</u>の承諾を受けた園児の保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、園長を経由して教育委員会にその旨を届けなければならない。この場合において、当該保護者が第1号に該当したときは、教育委員会は、当該承諾を取り消し、またはその内容を変更することができるものとする。</p> <p>(1) 第4条各号のいずれにも該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 就労支援型預かり保育の<u>日単位利用</u>を希望しなくなつたとき。</p> <p>(3) 第9条の申込書の内容に変更が生じたとき。</p> <p>(4) 教育委員会が別に定める事由が生じたとき。</p> <p>（委任）</p> <p><u>第12条</u> （略）</p>

## 改正後(案)

## 現行

別記  
様式第1号(第6欄関係)

京津市立幼稚園就労支援型預かり保育常時利用の保育申込書

年月日

京津市教育委員会 様

保護者 氏名 印  
住所  
電話番号

私は、京津市立 幼稚園の就労支援型預かり保育を常時利用の保育を利用したいので、次のとおり申し込みます。

園児	ふりがな 氏名	学年 生年月日	性別	男・女		
					就労	
保護者	ふりがな 氏名	就労	ふりがな 氏名	就労		
	(要件)	(要件)	(要件)	(要件)		
(就労の場合)		(就労の場合)				
名称:	名称:	名称:	名称:	名称:	名称:	
住所:	住所:	住所:	住所:	住所:	住所:	
電話番号:	電話番号:	電話番号:	電話番号:	電話番号:	電話番号:	
(その他の場合)		(その他の場合)				
状況:	状況:	状況:	状況:	状況:	状況:	
利用期間 年月日～年月日						
家族の 状況	就労	氏名	年齢	職業・学級等	緊急時連絡先	備考

備考 1 記載事項に変更があった場合は、直ちにその内容を届け出ること。

2 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

別記  
様式第1号(第7欄関係)

京津市立幼稚園就労支援型預かり保育常時利用申込書

年月日

京津市教育委員会 様

保護者 氏名 印  
住所  
電話番号

私は、京津市立 幼稚園の就労支援型預かり保育を常時利用したいので、次のとおり申し込みます。

園児	ふりがな 氏名	学年 生年月日	性別	男・女		
					就労	
保護者	ふりがな 氏名	就労	ふりがな 氏名	就労		
	(要件)	(要件)	(要件)	(要件)		
(就労の場合)		(就労の場合)				
名称:	名称:	名称:	名称:	名称:	名称:	
住所:	住所:	住所:	住所:	住所:	住所:	
電話番号:	電話番号:	電話番号:	電話番号:	電話番号:	電話番号:	
(その他の場合)		(その他の場合)				
状況:	状況:	状況:	状況:	状況:	状況:	
利用期間 年月日～年月日						
家族の 状況	就労	氏名	年齢	職業・学級等	緊急時連絡先	備考

備考 1 記載事項に変更があった場合は、直ちにその内容を届け出ること。

2 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

改正後（案）		現行	
様式第2号（第8条第2項関係） 草津市立幼稚園就労支援型預かり保育常時利用の保育承諾書		様式第2号（第8条第2項関係） 草津市立幼稚園就労支援型預かり保育常時利用承諾書	
年 月 日		年 月 日	
様		様	
草津市教育委員会		草津市教育委員会	
草津市立幼稚園就労支援型預かり保育について、次のとおり承諾します。			
園児 氏名	ふりがな	性別	男・女
		生年月日	
実施園			
利用 許可期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
承諾理由			
園児 氏名	ふりがな	性別	男・女
		生年月日	
実施園			
利用 許可期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
承諾理由			



議第22号

草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

平成27年3月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求ることについて  
次のとおり、草津市スポーツ推進委員を委嘱することにつき、スポーツ基本法（平成  
23年法律第78号）第32条第1項の規定により、教育委員会の議決を求める。

記

氏名	備考
村瀬 博司	志津南学区
尾迫 大樹	志津南学区

任期 平成27年4月1日から平成28年3月31日

## スポーツ基本法（抄）

### （スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るために、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

## 草津市スポーツ推進委員に関する規則（抄）

### （職務）

第2条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツ推進に関し、その分担する地域または事項について、次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (4) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事または事業に関し、協力すること。
- (5) スポーツ団体その他の団体が行うスポーツに関する行事または事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (6) 住民一般に対し、スポーツについて理解を深めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。

2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域または事項は、教育長が定める。

### （定数）

第3条 スポーツ推進委員の定数は、52人とする。

### （任期）

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、前項の期間中ににおいてもスポーツ推進委員を免職することができる。
- 3 スポーツ推進委員は、再任されることがある。

議第23号

平成27年度草津市教育行政の重点施策案

上記の議案を提出する。

平成27年3月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

## 平成27年度 草津市教育行政の重点施策

「草津市教育振興基本計画（第2期）」の基本理念である「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」の実現を図るため、次の3つの施策の基本方向のもと、草津の教育の「強み」を活かし、「強み」を「特色」へ、さらには多くの人の心を引きつける「魅力」へと発展させられるよう、全国にも誇れる取組を積極的に進めてまいります。

「子どもの生きる力を育む」取組では、子どもに関わる諸問題に対して適切かつ迅速に対応するため、児童生徒、保護者等に直接対応できる専門家をアドバイザーとして派遣し、学校内の生徒指導・教育相談体制等の一層の充実を図ってまいります。また、子どもたちが運動に関心を持ち、継続してスポーツに親しむことができるよう、小・中学校において、子どもたちの体力向上に向けた取組を進めてまいります。

「学校の教育力を高める」取組では、小学校への導入に引き続き、中学校へもタブレット型コンピュータの導入を行うなど、学校教育の情報化をさらに推進いたします。確かな学力を効果的に育成するため、協働型・双方向型の授業を実践するとともに、遠隔教育を取り入れるなど、ICT機器の更なる活用により、学習効果を高める指導方法・指導体制の工夫改善を進めてまいります。

また、平成28年4月の開校を目指した（仮称）老上第二小学校の本格的な整備に取り組むとともに、学校施設の非構造部材の耐震対策に取り組むなど、安全・安心で良好な教育環境の充実を図ってまいります。

「地域に豊かな学びを創る」取組では、地域協働合校の取組をさらに活性化させるため、地域と学校のパイプ役として地域コーディネーターを配置し、子どもと大人が共に学び、つながりを深められるような生涯学習社会の構築を図るとともに、市民スポーツの拠点である野村運動公園内の市民体育館を新体育館に建替えるための準備を進め、スポーツ健康づくりの推進に向けた環境整備に取組んでまいります。

また、4月から始まる新たな教育委員会制度のもと、総合教育会議の中で、市長と教育長、教育委員が十分な協議・調整を行い、教育に関する大綱の策定や教育政策に関する意識共有を行うなど、より一層、連携を強化してまいります。

\*\*\*\*\*

◆基本理念 『子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ』

◆施策の基本方向

1 「子どもの生きる力を育む」

2 「学校の教育力を高める」

3 「地域に豊かな学びを創る」

◆目標

- 1. 豊かな心と健やかな体の育成
- 2. 生活習慣と社会性の育成
- 3. 確かな学力の育成
- 4. 教職員の指導力の向上
- 5. 学校経営の充実・向上
- 6. 教育環境の充実
- 7. 生涯学習・スポーツの充実
- 8. 文化・芸術の振興
- 9. 地域協働合校の推進

## 平成27年度 事務事業一覧

教育振興基本計画での位置付けおよび事務事業名	区分	H27予算額	(千円) 教委所管課
<b>基本方向1 子どもの生きる力を育む</b>		<b>708,319</b>	
目標1 豊かな心と健やかな体の育成		608,410	
施策1 子育て支援の充実		0	
◎市長部局対応分(未就園児対象活動等)		—	市長部局で対応
施策2 就学前教育の充実		0	
◎市長部局対応分(教育・保育内容の統一化の推進等)		—	市長部局で対応
施策3 交流活動や体験活動の充実		2,465	
体験活動推進事業(森林環境学習「やまのこ」事業)		2,465	学校教育課
施策4 道徳教育・人権教育の推進		11,657	
道徳教育総合支援事業		1,500	学校教育課
人権教育推進事業(修学援助資金(504千円)、自主活動学級開設費(4,366千円) 教育集会所エアコン交換工事等(3,381千円)他)		10,157	学校教育課
施策5 いじめを根絶する取組の推進		2,626	
● いじめ防止対策推進費	拡大	2,626	学校教育課
施策6 健やかな体づくりの推進		588,234	
食に関する指導		—	スポーツ保健課
食育の日・食育月間		—	スポーツ保健課
ジュニアスポーツフェスティバルKUSATSU		1,753	スポーツ保健課
● 小学校体力向上プロジェクト事業	新規	860	スポーツ保健課
中学校体育推進事業		2,608	スポーツ保健課
● 中学校体力向上プロジェクト事業	新規	1,575	スポーツ保健課
児童・生徒等健康診断事業		14,817	スポーツ保健課
アレルギー対策推進事業		50	スポーツ保健課
食の「芽生え」と「育み」推進事業	拡大	521	スポーツ保健課
中学校スクールランチ運営事業		5,328	スポーツ保健課
給食センター管理運営費		560,722	給食センター
施策7 子どもの安全・安心の確保		3,428	
地域ぐるみの学校安全推進事業		599	スポーツ保健課
携帯用防犯ブザー配布事業		694	スポーツ保健課
通学路安全対策事業		1,329	スポーツ保健課
実践的安全教育総合支援事業		448	スポーツ保健課
AED維持管理費		358	スポーツ保健課
目標2 生活習慣と社会性の育成		29,895	
施策8 生活習慣形成のための啓発活動の推進		383	
家庭教育推進事業		383	生涯学習課
施策9 規範意識・社会性を育てる学校教育の推進		6,880	
学びの教室開催費	拡大	6,880	学校教育課
施策10 キャリア教育の推進		1,020	
キャリア教育推進事業(中学生チャレンジウィーク事業)		1,020	学校教育課
施策11 青少年の健全育成運動の推進		21,612	
少年センター運営費		21,612	生涯学習課
目標3 確かな学力の育成		70,014	
施策12 学力教育充実プログラムの実施		16,068	
英語教育推進事業	新規	299	学校教育課
子どもの思考力育成費		3,576	学校教育課
学校改革推進費		2,801	学校教育課
検定事業推進費		9,392	学校教育課
施策13 ICT機器を活用した授業の推進		40,680	
● 学校ICT支援員配置費(平成26年度補正予算)	拡大	40,680	教育総務課・学校教育課
● 遠隔授業システム導入費	新規	4,000	教育総務課・学校教育課
施策14 社会の最前線で活躍される方による特別授業の推進		0	
◎学校改革推進費にて対応(当該分660千円)		—	学校教育課
施策15 読書活動の推進		13,266	
子ども読書活動推進計画策定事業の進行管理(子ども読書活動推進費)		48	生涯学習課
「読書大好き草津の子ども」推進事業(子ども読書活動推進費)		261	図書館
「読書大好き草津の子ども」推進事業(学校図書館業務支援事業)		11,039	学校教育課
「読書大好き草津の子ども」推進事業(学校図書館運営サポート配置事業)		1,966	学校教育課

(千円)

教育振興基本計画での位置付けおよび事務事業名	区分	H27予算額	教委所管課
<b>基本方向2 学校の教育力を高める</b>		<b>5,071,500</b>	
<b>目標4 教職員の指導力の向上</b>		<b>9,080</b>	
施策16 教職員研修の充実		318	
教職員研修事業		45	学校教育課
教育研究所講座開設事業		253	学校教育課
教職員体育実技研修事業		20	スポーツ保健課
施策17 目標マネジメント制度による人材育成		0	
◎予算対応はなし		-	学校教育課
施策18 全教員によるICT機器等を活用した授業の実施		8,475	
スキルアップアドバイザー配置事業		8,475	学校教育課
施策19 授業公開と授業研究の推進		0	
◎予算対応はなし		-	学校教育課
施策20 教職員の教育研究活動の推進		287	
教育調査研究費		220	学校教育課
教科等部会別研修事業		67	学校教育課
<b>目標5 学校経営の充実・向上</b>		<b>198,496</b>	
施策21 特色ある教育課程の編成・実施		0	
◎学校改革推進費にてバイオニアスクールくさつ推進事業を実施(2,141千円)		-	学校教育課
施策22 地域の活力を活かした学校経営		0	
学校関係者評価(予算対応はなし)		-	学校教育課
施策23 教職員の指導体制の強化		139,487	
学校支援対策推進事業(いじめ等問題行動対策アドバイザー派遣費(1,411千円)を除く)		1,431	学校教育課
小学校英語指導助手配置事業		5,523	学校教育課
中学校英語指導助手配置事業		9,768	学校教育課
中学校生徒指導主事活動推進事業		34,508	学校教育課
学校教育支援教員配置事業		63,540	学校教育課
小学校少人数学級編制加配事業		4,201	学校教育課
教科担任制加配教員配置事業		18,092	学校教育課
大規模中学校加配教員配置事業		2,424	学校教育課
施策24 学校教育を支援する体制づくり		59,009	
学校問題サポートチーム設置事業		2,200	学校教育課
学校すこやかサポート支援員配置事業		56,809	学校教育課
施策25 地域による学校支援の充実		0	
※施策41で一括対応(地域協働合校推進事業)		-	生涯学習課
<b>目標6 教育環境の充実</b>		<b>4,863,924</b>	
施策26 学校等の施設・設備の整備		4,819,612	
● 小中学校非構造部材改修費	拡大	587,812	教育総務課
● 志津南小学校校舎増築費	拡大	215,629	教育総務課
● 小学校大規模改造事業(工事:常盤小学校2期、笠縫小学校体育館)	拡大	332,888	教育総務課
● 小学校トイレ改修事業(設計:老上小学校)	拡大	1,897	教育総務課
● 草津中学校エレベータ設置費	拡大	107,380	教育総務課
● 中学校大規模改造事業(工事:新堂中学校2期) (設計:老上中学校、松原中学校)	拡大	372,740	教育総務課
● (仮称)老上第二小学校建設事業費	拡大	17,490	教育総務課
中学校吹奏楽器整備費		10,000	教育総務課
施策27 学校のICT化のさらなる推進		28,111	
● 中学校タブレット型コンピュータ導入費	拡大	19,696	教育総務課・学校教育課
● 校務支援システム導入費	拡大	7,140	教育総務課・学校教育課
● 教材共有システム導入費	拡大	1,275	教育総務課・学校教育課
施策28 学校図書館の機能の充実		12,500	
小中学校図書整備費		12,500	教育総務課
施策29 開かれた行動する教育委員会		3,701	
教育委員会広報紙作成費		951	教育総務課
教育委員会運営費		2,750	教育総務課
施策30 教育政策のあり方に關する検討		0	
◎予算対応なし		-	教育総務課

教育振興基本計画での位置付けおよび事務事業名	区分	H27予算額	(千円) 教委所管課
<b>基本方向3 地域に豊かな学びを創る</b>		<b>658,115</b>	
<b>目標7 生涯学習・スポーツの充実</b>		<b>356,333</b>	
施策31 生涯学習の機会の充実		1,188	
社会教育推進事業(淡海生涯力レッジ草津校開設事業(90千円)、生涯学習情報誌「誘・遊・友」ガイドブック作成費(303千円)、立命館びわこ講座開設負担金(150千円))		1,188	生涯学習課
施策32 生涯学習施設の整備・充実		175,070	
三ツ池計画予定地管理費		630	生涯学習課
図書館管理運営費		160,860	図書館
● 図書館図書ICタグ導入費	新規	13,580	図書館
施策33 学習ボランティアの育成・活用		265	
学習ボランティア推進事業		265	生涯学習課
施策34 誰もが参加できる環境学習の推進		0	
○市長部局対応分		一	市長部局で対応
施策35 市民の生涯スポーツ活動の支援		39,211	
学校体育施設開放推進事業		4,874	スポーツ保健課
小学校グラウンド照明施設改修事業	拡大	25,425	スポーツ保健課
総合型地域スポーツクラブ活動補助金	拡大	1,400	スポーツ保健課
チャレンジスポーツデー開催事業		3,000	スポーツ保健課
スポーツ少年団育成事業		210	スポーツ保健課
スポーツ推進審議会運営事業	拡大	302	スポーツ保健課
● スポーツ振興計画推進事業(第2期計画策定費)	拡大	4,000	スポーツ保健課
施策36 競技スポーツの推進		10,881	
市民体育大会開催事業		952	スポーツ保健課
体育協会事業費補助金		9,429	スポーツ保健課
各種スポーツ団体活動支援事業		500	スポーツ保健課
施策37 社会体育施設の整備・充実		129,718	
社会体育施設管理運営事業	拡大	98,116	スポーツ保健課
● 三ツ池運動公園防球ネット整備事業	拡大	31,602	スポーツ保健課
<b>目標8 文化・芸術の振興</b>		<b>294,036</b>	
施策38 文化財の保護と活用		139,464	
文化財調査費		7,059	文化財保護課
開発関連遺跡調査費	拡大	86,555	文化財保護課
史跡草津宿本陣保存整備費	拡大	16,574	文化財保護課
史跡野路小野山遺跡保存整備費		1,550	文化財保護課
文化財保護助成費	拡大	6,853	文化財保護課
文化財普及啓発費		278	文化財保護課
史跡草津宿本陣管理費		20,595	草津宿街道交流館
施策39郷土愛を育む地域づくりの推進		13,505	
(仮称)歴史伝統館整備推進費		1,027	文化財保護課
草津宿街道交流館運営費		12,478	草津宿街道交流館
施策40 市民が文化・芸術にふれる機会の推進		141,067	
市美術展覧会開催費		2,078	生涯学習課
市民文化芸術活動支援事業費		4,650	生涯学習課
俳句のまちづくり事業費		447	生涯学習課
クレアホール管理運営費		96,817	生涯学習課
アミカホール管理運営費		37,075	生涯学習課
<b>目標9 地域協働合校の推進</b>		<b>7,746</b>	
施策41 地域による学校支援の推進		7,746	
● 地域協働合校推進事業	拡大	7,746	生涯学習課
施策42 子どもと大人が共に参加する地域活動の推進		0	
※施策41で一括対応(地域協働合校推進事業 まちづくり協働課 地域一括交付金に統合)		一	生涯学習課

※ H27予算額欄の「一」は、予算措置はしていないが事業は実施するという意味です

※「●」の付いた事務事業は「平成27年度当初予算概要」に掲載されている事務事業です

議第24号

平成27年度公民館活動基本方針案

上記の議案を提出する。

平成27年3月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

## 平成27年度 公民館活動基本方針

### ① 基本方針

公民館は、地域の生涯学習拠点として、これまでに地域の特性を活かした社会教育の推進に大きな役割を果たしている。しかしながら、時代の変化とともに協働のまちづくりを推進する取り組みが公民館にも必要とされてきている。更には、平成25年の市社会教育委員会議でまとめられた「協働のまちづくりの推進に向けた今後の公民館のあり方について」においても、「今後の公民館には、地域での学びやさまざまな活動を通して、地域課題の解決や住民どうしの交流を行う、コミュニティ施設として再生し、市民が主体となり運営されていくよう期待します」とされている。

のことから、これから公民館は、協働のまちづくりを推進していくことが重要であり、地域住民が主体となったまちづくりを推進するため、公民館においてまちづくり協議会の基盤強化のための活動支援に引き続き取り組んでいくとともに、コミュニティ施設として再生し、市民が主体となった運営の実現に向けて検討を進める。

また、公民館は、一人ひとりの生涯にわたる学習需要を満たすとともに、住みよい安全・安心な地域社会を創るという大きな役割を担っていることから、地域の生涯学習の中核施設として、草津市教育振興基本計画の基本理念である「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」の実現をめざした活動を推進する。

1. 人権尊重の精神を基本理念として、すべての人間を尊敬、親愛する運営と活動の展開に努める。
2. さまざまな年代の人びとがかかわりあい、共に学び、互いに高めあう地域学習社会の構築をめざすとともに、特に、地域で子どもが育つまちづくり等を基本とした地域協働合校推進事業などを通じて、地域に豊かな学びをつくる、地域の教育力の向上に努める。
3. 広く地域住民に開かれた利用しやすい公民館を目指すとともに、住民の学習需要や地域課題に対応した学習メニューの充実に努め、また、行政主導から住民主導の学習・活動への意識の醸成を図る。
4. 高齢者の社会参加・生きがいづくりの場としての機能の充実を図る。

## ② 重点目標

公民館は、人々が「まなび」を活かし、「つながる」場となり、「生涯学習・社会教育活動」や「コミュニティ・地域づくり」の拠点として充実することを目指し、以下の重点目標を定める。

### 1. 公民館活動の活性化と充実

地域の生涯学習の中核施設として、地域の背景や実態に即した公民館活動を広く浸透させるとともに利用者層の拡充を図る。

- ① 人権、地域課題、ボランティア養成等をテーマとするまちづくり講座の学習を通した地域まちづくり活動の活性化
- ② 学習ボランティアおよびまちづくりリーダーの育成と活用
- ③ 子育てグループなどの自主サークル活動の指導・育成・活用
- ④ 地域や各種団体との連携の強化、コーディネーター機能の充実
- ⑤ 団塊世代などのボランティア活動の育成・活用
- ⑥ 学習相談や学習情報の提供

### 2. 人権学習の充実と差別のない明るいまちづくりの推進

人権尊重を基盤としたまちづくりのため、人権講座を充実させるとともに自主教室の学習計画に人権(同和)問題等の学習を実施するよう指導を行う。

- ① 人権講座の充実と各種事業を通した人権啓発
- ② 公民館と地域総合センター等関係機関との連携強化
- ③ 同和教育推進協議会(市・学区)との連携強化

### 3. 地域協働合宿の促進

日常的な地域活動に子どもと大人が参加し、共に力を出し合い、子どもと大人が共に学習を深める、地域学習社会づくりを促進する。

- ① 公民館宿泊体験・通学合宿の実施支援
- ② わんぱくプラザ事業実施支援
- ③ 学校や地域団体等との連携の強化

### 4. 青少年の健全育成

青少年がたくましく心豊かに成長し、将来、地域において、まちづくりの担い手として活動するための学習の推進を図るとともに青少年の居場所づくりに努める。

- ① 青少年の地域活動への参加促進
- ② 青少年育成団体との連携強化
- ③ 学校と公民館、地域団体等との連携強化

## 5. 生涯学習の推進

各種の講座等を通し、地域住民の知識・教養や連帯意識を高め、地域の教育力向上や住みよいまちづくり活動を推進する。

- ① 地域課題・ボランティア・人材育成等の重点化を図る
- ② 生涯学習にかかる情報提供、参加促進
- ③ 各種講座をまちづくり協議会や地域団体に委託するなど、地域学習社会づくりの推進を図る

## 6. 高齢者の社会参加・生きがいづくり対策の推進

高齢者の社会参加・生きがいづくりが図れるよう、高齢者の関心が高いテーマを把握し、高齢者に視点をおいた事業の推進を図る。

- ① やすらぎ学級などの生涯学習講座の開設
- ② 高齢者の世代間交流や地域参加、それに係る情報発信の促進
- ③ 各種学習サークルの育成と支援

## 7. 文化活動やふるさと活動の推進

本市の文化を築いてきた先人や、郷土の歴史、文化、自然等について学習し、地域に根ざした文化・ふるさと活動の推進を図る。

- ① 郷土の自然や歴史の学習を通じた郷土愛の育成
- ② 伝統を生かしたまちづくりの推進

## 8. 地域コミュニティの活性化 ~縊~

活力ある地域社会を築き、住みよいまちづくりを進めるために、地域住民の連帯意識の輪を広げる。

- ① 地域情報紙の充実
- ② 地域団体等との連携による「地域ふれあいまつり」への支援
- ③ 各種団体との連携と活性化のための情報の提供
- ④ 団塊世代などの学習成果を活かした地域活動の支援

## 9. 利用しやすい公民館づくりの促進

誰もが、いつでも、気軽に快適に利用できる公民館づくりを目指す。

## 10. 市民が主体となった運営体制の検討

地域の活動拠点として、コミュニティ施設への転換を図るとともに、柔軟な運営を目指し、地域住民が主体となった運営体制の検討を行う。